

議案第129号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|-------------------|---|-------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務の種類 | 手数料の額 | 事務の種類 | 手数料の額 |
| 1～14の3 [略] | | 1～14の3 [略] | |
| 15 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る建築の認定の申請に対する審査 | 1件につき 27,000円 | 15 法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査 | [略] |
| 15の2 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査 | [略] | 16～41 [略] | |
| 16～41 [略] | | 42 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | [略] |
| 42 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | [略] | 43～80 [略] | |
| 42の2 法第85条第6項の規定による国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 1件につき 160,000円 | 備考 [略] | |
| 43～80 [略] | | | |
| 備考 [略] | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第15項及び第42の2項の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。